

日田市児童福祉施設苦情調査委員会設置規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

大分県が実施した令和6年度児童福祉施設（公営認定こども園）指導監査の指摘事項に対して改善を図るため、例規の整備を行うもの。

2. 内容

①令和6年度児童福祉施設（公営認定こども園）指導監査の指摘事項に対して改善を図るため、第4条（委員の職務）のうち、厚生省（平成12年6月7日発出）からの指針に基づき、改正を行うもの。

3. 施行の時期

令和7年4月1日施行

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

厚生省（平成12年6月7日発出）からの指針に基づく改正であるため。